

教 生 学 第 284 号

令和6年(2024年)6月6日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

不審者侵入の防止に係る対策について(通知)

このことについては、令和3年(2021年)6月21日付け教生学第271号通知(「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について)を踏まえ対応いただいているところですが、この度、道立高等学校において、校舎内出入口の施錠確認が不十分であったことから、深夜、不審者に侵入される事故が相次いで発生しました。

つきましては、次のことについて、校長のリーダーシップのもと、全教職員が改めて共通理解を深め、不審者侵入の防止に係る対策を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 不審者侵入の防止に係る対策について

- 不審者侵入を防止するための、校門等の利用方法や施錠管理、来校者管理等の対策について、具体的に定め、教職員間で共通認識をもつこと。
- 特に、校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼びかけること。
- 学校内外の巡視・巡回活動など、学校への不審者侵入を防止するための取組について、改めて教職員に徹底すること。

2 危機管理マニュアルの点検・改善について

- 令和3年(2021年)6月21日付け教生学第271号『「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について(通知)』(解説編P27、サンプル編P25～28)を参考に、不審者侵入の防止に係る対策について、改めて学校の危機管理マニュアルを点検し、必要に応じて改善すること。

3 発生時の対応について

- 平成31年2月北海道教育委員会「学校における危機管理の手引き(改訂3版)」(P1～6、P26～30)を参考に、発生時の対応について、改めて確認すること。

(学校安全係)